



若者気候訴訟 訴状勉強会

2024年8月6日、日本の若者たちが主要火力発電事業者に排出削減を求める新たな民事訴訟を起こしました。その訴状を一緒に学びましょう！

9/28 (土) 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-3
14:00~16:00 労働会館本館2F 第1~3会議室

プログラム

- 14:00-15:00 訴状概要勉強会 (法律の話)
- 15:00-15:20 原告紹介と声も発表
- 15:20-15:30 弁護団紹介
- 15:30-15:45 他NGOのメッセージ
- 15:45-16:00 今後の見通し



会場案内

参加登録

会場参加の方は**申込不要**です。

オンライン参加の方は
こちらから申込んで下さい



ハイブリッド開催



主催者

クール・クライメートあいち

【問い合わせ先】
climate.aichi@gmail.com



協力団体



気候ネットワーク

気候訴訟について

気候訴訟とは

近年、気候変動対策の強化を求める「気候訴訟」が世界中で注目されています。国連環境計画（UNEP）によれば、2022年末までに提起された気候訴訟は2180件に及びます。多くはパリ協定（2015年）採択後に提起され、国や企業の温室効果ガス（GHG）排出削減目標の強化を命じる判決もあります。

気候訴訟には、国の発電所建設許可や公的資金供与の取消を求める行政訴訟と、国や企業に対する民事訴訟があります。後者には、排出削減目標の引上げや企業の気候変動対策強化を求める株主代表訴訟などがあります。また、企業のグリーンウォッシュ（環境配慮をしているように装いごまかす）広告中止や、気候変動の影響を受ける地域や人々が損害賠償を求める訴訟も増加しています。

日本における気候訴訟と今後

日本でもいくつかの気候訴訟が提起されています。最初の訴訟は「シロクマ訴訟」で、2011年に日本環境法律家連盟と気候ネットワークが電力会社11社を相手にCO2排出削減を求めましたが、棄却されました。

パリ協定採択後も石炭火力発電所の建設が続いたため、仙台、神戸、横須賀で住民が建設差し止め訴訟を提起しましたが、裁判所はCO2排出が気候変動を悪化させると認めつつも、原告の被害は法的保護対象としませんでした。

2024年6月には「気候訴訟ジャパン」が気候変動対策の強化を求める人権救済を日本弁護士連合会に申し立てました。また、2024年8月には日本の若者たちが主要火力発電事業者に排出量削減を求める新たな民事訴訟を提起しており、注目されています。

主催者

